

経営継続補助金 2次募集のご案内

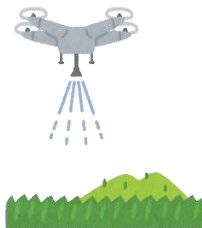


新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【受付期間】 第2回：令和2年9月中旬～11月5日（木）

※公表の内容は令和2年9月3日時点のものです

[詳細はこちら！（農林水産省HP）](#)



【実施期間】 令和2年5月14日（木）～令和3年2月28日（日）

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。



経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

- ① 国内外の販路の回復・開拓、
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、
- ③ 円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

(問合せ先)

電話（営農部営農支援課）：0480-87-1135（平日9:00～17:00）

岩槻営農経済センター：048-798-0072

春日部営農経済センター：048-736-5506

中部営農経済センター：048-768-5556

久喜営農経済センター：0480-25-1515

菖蒲営農経済センター：0480-87-0010